



## ～秘密証書遺言のつくりかた～

税理士・行政書士・ファイナンシャルプランナー  
村尾 法生



秘密証書遺言とは、遺言の内容を秘密にしたまま、その存在のみを公証人に証明してもらう遺言です。公証人に遺言書の存在を証明してもらえるので、遺言書が本物かどうかといった遺族間の争いは起きません。また公正証書遺言のように内容を人に知られてしまうことはありません。

### <秘密証書遺言の作成手順>

#### 1. まずは、遺言者が自分で遺言書を作成

自筆証書遺言と同様の方法で作成します。自筆証書遺言とは違い、署名以外は、本人の自筆でなくても代書でもワープロで作成しても問題ありません。

#### 2. 遺言書を封筒に入れ、封印する。

作成した遺言書を封筒に入れ、遺言書に押印した印鑑と同じものでその封筒を封印する。遺言書に押印した印鑑と違うもので封印すると遺言書が無効になるので注意が必要です。

\* 秘密証書遺言として、その要件が欠け無効となる場合でも、自筆証書遺言の要件を満たしておけば、自筆証書遺言として認められますので、なるべく自筆で書いておくのが望ましいといえます。

#### 3. 2人以上の証人とともに公証人役場に行く。

遺言者は証人2人を連れて公証人役場に行きます。そこで公証人と証人の前に遺言書を入れた封書を提出し、自己の遺言である旨とその筆者の氏名及び住所を申述します。公証人が、その封紙上に、遺言者の自己の遺言書である旨の申述や提出した日付を記載してくれます。そして、その封紙上に、遺言者と証人それぞれが署名・押印すれば、秘密証書遺言の手続きは完了となります。

なお、公証人の費用は金11,000円です。

#### (証人になれない人)

- ①未成年者
- ②推定相続人、受遺者及びその配偶者並びに直径血族
- ③公証人の配偶者、四親等内の親族、書記及び雇い人

#### 4. 遺言書の原本を保管

公証人役場では遺言書は保管されず、遺言者自らで秘密証書遺言を保管します。

### <秘密証書遺言のメリット・デメリット>

#### 【メリット】

1. 遺言の内容を秘密にしておける
2. 偽造・変造のおそれがない
3. 遺言者は署名さえできれば文書を書かなくてもいい

#### 【デメリット】

1. 手続きが面倒  
(公証人役場に行かなければいけない)
2. 遺言書が発見されないおそれがある
3. 形式不備で遺言が無効になるおそれがある
4. 家庭裁判所の検認が必要

秘密証書遺言は、自筆証書遺言や公正証書遺言に比べて圧倒的に少ないのが実状です。

手続きが煩雑な割に、公正証書遺言のような確実性がないためです。

どうしても遺言の内容を秘密にしたい場合以外は、公正証書遺言で作成することをお勧めします

村尾法生税理士事務所(村尾法生行政書士事務所・合同会社村尾FP事務所)

〒604-8175 京都市中京区室町御池下ル円福寺町342-1 VOICE21ビル401号

TEL: 075-708-5591 FAX: 075-708-5592 E-mail: murao-kimio@tkcnf.or.jp